

令和4年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和4年5月25日（水曜日）
- 2 開催時間 午後6時00分開会 午後6時23分閉会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 3階 6号室
- 4 出席委員 17名

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳	9番・松木 一幸
10番・宮嶋 睦子	11番・平 克洋	12番・鷺尾 勲	13番・浅沼 博実
14番・只石 博幸	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋	18番・山田 孝
19番・滝川 岳雪			
- 5 欠席委員 6番・外川 守 17番・石尾 卓也
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 西村副主幹
北田主査 稲場主査 荒主査
正部川主任 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 13番・浅沼 博実 14番・只石 博幸
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (3) 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 議案第5号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書の北海道知事への提出について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和4年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、17名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきましては、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
御報告申し上げます。
本日の部会に、6番外川委員、17番石尾委員から欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
13番浅沼委員、14番只石委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページおよび2ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が3件、使用貸借権の設定が2件の合計5件で、地区の内訳は所有権移転は永山地区1件、江神地区1件、東旭川地区1件、使用貸借権の設定は2件全てが江神地区となっております。
内容でございますが、番号1番につきましては、経営移譲のため譲渡人が所有する農地を譲受人へ贈与する案件、番号2番および番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号4番および5番につきましては、法人設立に伴い、貸主が所有する農地を借主に貸し付ける案件です。
いずれも、議案補足資料1ページないし5ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは3ページないし30ページでございます。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が2件、利用権設定の内、賃貸借が51件、使用貸借が1件で、合計は54件となります。
地区別の内訳でございますが、所有権移転の2件は、いずれも東旭川地区でございます。
賃貸借の51件につきましては、東鷹栖地区6件、東鷹栖地区と江神地区に関わる案件が1件、江神地区15件、西神楽地区3件、東旭川地区26件となっております。
使用貸借の1件につきましては、東旭川地区でございます。
集積面積は、所有権移転が16.5ha、利用権設定の賃貸借が133.4ha、使用貸借が1.3ha、合計151.2haでございます。
いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。
なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定におきましては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事項にございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の面積を記載しております。
したがって、登記面積の変更や内地番の見直しなどによって、記載される面積が異なる場合がありますことを御承知おきください。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
賃貸借の番号7番につきましては、北原委員に関係がありますので、部

会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

○委員（北原 浩美）

（退席）

○議長（山田 孝）

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任）

事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

議案の9ページ、賃貸借の番号7番につきましては、期間満了による再設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、賃貸借の番号7番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、賃貸借の番号7番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（北原 浩美）

（着席）

○議長（山田 孝）

北原委員が関係する案件について、決定をいたしました。

続きまして、賃貸借の番号11番及び13番につきましては、佐藤委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

○委員（佐藤 慎二）

（退席）

○議長（山田 孝）

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任）

事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

議案の11ページ、賃貸借の番号11番、及び議案の12ページ、賃貸借の番号13につきましては、期間満了による再設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号11番及び13番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号11番及び13番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（佐藤 慎二） （着席）
- 議長（山田 孝） 佐藤委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、賃貸借の番号25番につきましては、平委員に関係がありますので、同じく部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（平 克洋） （退席）
- 議長（山田 孝） では、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
議案の18ページ、賃貸借の番号25番につきましては、稼働力不足により農地の一部を貸し付ける新規案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号25番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号25番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（平 克洋） （着席）
- 議長（山田 孝） 平委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、賃貸借の番号40番につきましては、高倉委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時

退席をお願いいたします。

○委員（高倉 伸淳）

（退席）

○議長（山田 孝）

では、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任）

事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

議案の23ページ、賃貸借の番号40番につきましては、期間満了による再設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、賃貸借の番号40番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、賃貸借の番号40番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（高倉 伸淳）

（着席）

○議長（山田 孝）

高倉委員が関係する案件について、決定をいたしました。

引き続き他の案件について審議を求めます。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任）

事務局。

それでは、他の案件の内容について御説明いたします。

所有権移転の番号1番については農地移動適正化あっせん事業による売買、番号2番については農地保有合理化事業による売渡しでございます。

利用権設定の内、議事参与制限の5件を除いた賃貸借46件、使用貸借1件、合計47件の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が37件、借主変更が6件、解約再設定が2件、老齢や稼働力不足などを理由とした新規案件が2件となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、所有権移転の番号1番および2番、賃貸借の番号1番ないし6番、8番ないし10番、12番、14番ないし24番、26番ないし39番、

4 1 番ないし 5 1 番, 使用貸借の番号 1 番について, 御意見, 御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは, 議案第 2 号について「異議なし」と認め, 計画を決定いたします。

○議長 (山田 孝) 続きます。日程第 3 議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画 (案) に対する意見について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局 (稲場 主査) 事務局。
日程第 3 議案第 3 号
「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画 (案) に対する意見について」を御説明いたします。議案の該当ページは 3 1 ページおよび 3 2 ページでございます。

番号 1 番, 2 番ともに, 農地中間管理事業により設定された利用権を再配分する案件でございます。

今回御審議いただく案件の農地につきましては, 平成 3 0 年 7 月 1 2 日に農地中間管理事業により利用権が設定されておりましたが, 借受予定者が新たに農地の集積を図るため, 現在の借受人から借主を変更するために, 利用権を配分しようとするものであります。

賃借権設定期間の始期は, 北海道知事の認可予定告示日である令和 4 年 6 月 3 0 日となっております。

なお, 本案件に伴う農地法第 1 8 条の規定に基づく合意解約につきましては, 北海道農業公社から, 5 月 2 4 日付けで合意解約がなされた旨確認しておりますことから, 来月開催の農地部会において報告いたします。

以上でございます。

○議長 (山田 孝) それでは, 議案第 3 号について審議願います。
御意見, 御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは, 議案第 3 号について「異議なし」と認め, 農用地利用配分計画案は適正であると決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは33ページおよび34ページでございます。
永山地区、江神地区、東旭川地区で各1件、合計で3件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号
「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書の北海道知事への提出について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第5議案第5号「時効取得を原因とする農地についての権利移動又は設定の登記事案調査書の北海道知事への提出について」を御説明いたします。
議案の該当ページは35ページ、議案補足資料の該当ページは7ページないし10ページでございます。
本件は農地の時効取得に関するものです。
農地の取得は本来、農地法に定められている許可が必要となります。しかし、20年間所有の意思を以て平穩かつ公然と他人の物を占有すれば、その物の所有権を取得できると民法第162条第1項に定められており、この法的効力は農地にも適用され、農地法の許可無しに農地を取得できることとなります。
議案の35ページを御覧ください。
今回、時効取得となった農地、番号1番および2番ともに昭和58年1

0月22日に占有が始まり、本年2月24日に所有権移転登記が行われ、翌月3月10日に旭川地方法務局より通知があったものです。

次に議案補足資料の7ページおよび9ページを御覧ください。

表の上から7行目に占有者の氏名が記載されておりますが、農業委員会として4月12日に農業委員及び事務局職員で現地調査を行うとともに、占有者に対しての聴き取りも実施いたしました。

その結果、2名の占有者が「当該農地を適正に管理してきており、すぐにでも耕作を開始できる状態にあること」「周辺農地に悪影響を与えていないこと」、また、「これからも耕作を継続していく意思があること」を確認しました。

時効取得により、農地に権利移転や権利設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合、「農業委員会はその事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかを調査し、都道府県知事に報告すること」と昭和52年8月25日付けで農林省構造改善局長より通知が出ていることから、占有者への聴き取りと現地調査の内容を登記事案調査書に記載のとおりまとめ、北海道知事に提出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

いいですね。珍しい案件でちょっと迷う所ですけども、議案第5号について「異議なし」と認め、登記事案調査書を北海道知事に提出することに決定をいたします。

○議長（山田 孝）

引き続き、報告案件に移ります。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

事務局。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規程による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは37ページないし41ページでございます。

本件につきましては合計7件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区5件となっております。

届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問などはございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。

日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは43ページおよび44ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、江神地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で2件、合計4件ございました。

これらの案件につきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査）

事務局。

日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の45ページを御覧ください。

本件につきましては、永山地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝）

以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第2回定例農地部会を閉会いたします。